

青森県津軽海峡地区外木材活用礁モニタリング調査業務委託 応募要領

1 業務番号

8 漁場調査第4号

2 業務名

青森県津軽海峡地区外木材活用礁モニタリング調査業務委託

3 業務の目的

本業務は、水産環境整備事業で整備した木材活用礁の整備効果を把握するとともに、今後、この技術の普及を図るため、「魚礁・増殖礁への木材利用の手引き（平成27年3月策定）」に基づき、魚類の早期蛸集効果や産卵場効果、幼魚の育成効果等、便益算定手法を確立し、事業の評価・検証に用いる基礎資料を整理することを目的とする。

4 業務の内容

業務委託仕様書のとおり。

5 履行期限

令和9年3月25日（木）

6 応募資格

公募に応募できる者は、次に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、または、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供で「東北地域」で認定されており、かつ、「調査・研究」に認定されている者であること。（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）
- (2) 日本国内に本店を有していること。
- (3) 配置予定主任担当者は、技術士（水産部門）、博士、修士またはRCCM（水産土木）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する者であること。ただし、博士及び修士については水産動植物に関連するものに限る。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を参加表明書の提出期限日か

ら企画提案書の提出期限日までの間に受けていない者であること。

- (8) 青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日施行）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していない者であること。

7 参加表明書に関する事項

(1) 提出方法

本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」を13の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

(2) 提出期間

- ア 令和8年7月4日（土）から令和8年7月14日（火）まで
- イ 提出は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日、日曜日、土曜日及び県の年末年始の休日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

8 企画提案書の作成、提出等

- (1) 7の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 参加表明者における過去10年間の同種業務の実績

過去10年間とは平成28年度から令和7年度までをいい、同種業務とは、国又は地方公共団体から受託した「木材活用礁の効果調査」の業務をいう。

イ 配置予定主任担当者の経験・資格

業務に携わる予定主任担当者について、過去10年間の同種業務の担当実績や所有技術資格を記載する。

ウ 見積書（積算内訳）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

エ その他参考となる資料

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を13の「応募・照会等窓口」に郵送または持参により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

- ア 令和8年7月4日（土）から令和8年7月21日（火）まで
- イ 提出は、休日等を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 企画提案書を特定するための評価基準（別添「評価基準及び留意事項」参照）

- (1) 参加表明者の業務実績
- (2) 業務の実施方針
- (3) 配置予定主任担当者の経験・資格

(4) 見積額の評価

10 契約候補者の特定等

- (1) 青森県水産土木建設業指名委員会建設業者等選定部会（以下「選定部会」という。）において、応募資格や、提出された企画提案書を9の評価基準に基づいて審査し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 評価点の合計が最も大きい者が2者以上あるときは、見積額が低い者を契約候補者とする。この見積額も同額の場合は、次のア、イの順に評価事項の評価点が高い者を契約候補者とする。
 - ア 参加表明者の業務実績
 - イ 配置予定主任担当者の経験・資格また、上記により同一の評価結果となった場合は、くじ引きにより契約候補者を決定する。
- (3) 評価点の合計が0点の場合は、契約候補者にしないこととする。
- (4) 審査評価結果は、企画提案書を提出した者に令和8年7月28日（火）までに通知する。
- (5) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に知事に対し、契約候補者に特定されなかった理由を書面（様式任意）により13の「応募・照会等窓口」に提出し、説明を求めることができる。なお、受付時間は休日等を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (6) 知事は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

11 その他

- (1) 参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、提出された書類は、青森県情報公開条例（平成11年12月24日青森県条例第55号）に基づき、同条例が規定する個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き、公表する場合がある。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由による変更で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 応募要領に関する質問がある場合は、令和8年7月8日（水）までに、書面（様式任意）により13の「応募・照会等窓口」に提出すること。

1 2 契約等

- (1) 本業務に係る契約上限額は、30,536,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、企画提案書の見積書の金額で知事と締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

1 3 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

Tel 017-734-9615 Fax 017-734-8167

担当者 企画・振興グループ 泉田、長谷川、塚尾

(評価基準及び留意事項)

評価事項	評価項目	評価基準及び留意事項	配点	得点	
1 参加表明者の業務実績	過去10年間の同種業務の実績 ※1	国又は地方公共団体が発注した同種業務の実績の有無	①国内での実績が5件以上ある。	20	20
			②国内での実績が3件以上ある。	15	
			③国内での実績が1件以上ある。	10	
			④実績が無い	0	
	計		x =	20	
2 業務の実施方針	2-1 業務理解度	業務の目的、内容及び制約条件	①記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている。	10	10
			②記載内容が適切である。	5	
			③記載内容が標準的である。	0	
	2-2 実施手順	実施工程、課題等の対応方針及び品質管理体制	①記載内容が適切であり、実現性が高く、さらに創意工夫が見られる。	10	10
			②記載内容が適切であり、実現性が高い。	5	
			③記載内容が標準的である。	0	
	計		x =	20	
3 配置予定主任担当者の経験・資格	3-1 過去10年間の同種業務の担当実績 ※1	国又は地方公共団体が発注した同種業務の実績の有無	①国内での実績が5件以上ある	20	20
			②国内での実績が3件以上ある	15	
			③国内での実績が1件以上ある	10	
			④実績が無い	0	
	3-2 業務遂行に有効な資格の有無 ※2	博士、技術士（水産部門）、修士、RCCM（水産土木）のいずれか	①博士	20	20
			②技術士（水産）	20	
			③修士	15	
			④RCCM（水産土木）	5	
			⑤資格が無い	0	
計		x =	40		
4 見積額の評価	見積額の評価について	参加表明者の見積額(A)と評価基準額(B)の割合で評価する 但し、割合A/Bは小数3位止めとし、小数4位を四捨五入する ※評価基準額は、30,536千円（消費税および地方消費税を含む。）とする。	①A/Bが0.90以下	20	20
			②A/Bが0.90を超え1.00未満の場合 得点 = (1-A/B) × 20 / (1-0.9)		
			③A/Bが1.00	0	
計		x =	20		
評価点の合計 =				100	

- ※1 過去10年間とは平成28年度から令和7年度までをいい、同種業務とは、「木材活用礁の効果調査」をいう。
- ※2 博士及び修士については、水産動植物に関連するものに限る。
- ※3 対象となる業務は平成28年度以降かつ業務公告日以前に完成・引渡ししたものを対象とする。
- ※4 業務実績は委託元としての実績に限る。(再下請けの実績は対象外)